

令和7年度地域計画の変更手続き受付スケジュール

地域計画の変更についての 協議の報告に関する市への報告期間	地域計画の 策定・公告予定
4月1日～4月30日	6月末
5月1日～5月30日	7月末
6月2日～6月30日	8月末
7月1日～7月31日	9月末
8月1日～8月29日	10月末
9月1日～9月30日	11月末
10月1日～10月31日	12月末
11月4日～11月28日	1月末
12月1日～12月26日	2月末
1月5日～1月30日	3月末
2月2日～2月27日	4月末
3月2日～3月31日	5月末

※上記各報告期間内に、以下のいずれかの方法により協議を行う必要があります。

【方法1】地域で協議を行う場合

(①～③までを上記各報告期間内に行う必要があります。)

①申出者から市へ「地域計画変更の協議の申出書」を提出

↓

②地域で協議

↓

③申出者から市へ「地域計画変更の協議内容の報告書」を提出

【方法2】書面により協議を行う場合

申出者から市へ関係者の変更同意書(意見)を上記各報告期間内に提出

【方法3】市で協議を行う場合

(①、②を上記各報告期間内に行う必要があります。)

①申出者から市へ、市HP上で協議を行いたい旨を相談する。

↓

②市は、市HP上で変更に関する意見を約1か月募集する。

手続きの詳細については「地域計画変更手続きフロー」をご覧ください。

**地域計画の変更に関する法手続きが進行している期間は、
同一地域の変更手続きを新たに受付することはできません。**

例) 4月1日から4月30日までにA地域の地域計画の変更についての協議の報告があった場合、市は6月末までの期間、A地域の地域計画変更に関する法手続きを行っています。このため、次のA地域の協議の報告受付期間は7月1日からとなります。